

吹田市介護老人保健施設条例に関する現行・改正案対照表

_____は、改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(事業)</p> <p>第3条</p> <p>(1)～(3)</p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>(入所者等の範囲)</p> <p>第4条 介護老人保健施設に入所し、又は通所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p><u>(4) 前条第4号に掲げる事業</u> 市長が適当と認める者</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 第3条に規定する事業を利用しようとする<u>入所者及び通所者</u> (以下「<u>入所者等</u>」という。)は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条</p> <p>(1)～(3)</p> <p><u>(4) 法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション及び法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションを行うこと。</u></p> <p><u>(5) その他市長が必要と認める事業</u></p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 介護老人保健施設に入所し、又は通所することができる者若しくは介護老人保健施設から訪問によるリハビリテーションを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p><u>(4) 前条第4号に掲げる事業</u> 法の規定による訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費若しくは特例居宅介護サービス費若しくは法の規定による介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給を受けることができる者又は生活保護法第34条の2第2項の規定による居宅介護 (法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーションに限る。)若しくは介護予防 (法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションに限る。)に係る介護扶助を受けた者</p> <p><u>(5) 前条第5号に掲げる事業</u> 市長が適当と認める者</p> <p>(利用料金)</p> <p>第8条 第3条に規定する事業を利用しようとする者 (以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p>

現 行	改 正 案
<p>2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) ～ (2)</p> <p>(3) 第3条第3号に掲げる事業</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第11条 <u>入所者等</u>は、療養室その他の施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。</p> <p>(免責)</p> <p>第12条 この条例に基づく処分によって<u>入所者等</u>に生じた損害については、指定管理者は一切その責めに任じない。</p>	<p>2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。ただし、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) ～ (2)</p> <p>(3) 第3号<u>及び第4号</u>に掲げる事業</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第11条 <u>利用者</u>は、療養室その他の施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。</p> <p>(免責)</p> <p>第12条 この条例に基づく処分によって<u>利用者</u>に生じた損害については、指定管理者は一切その責めに任じない。</p>

吹田市介護老人保健施設条例施行規則に関する現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
<p>(入所者等の守るべき事項)</p> <p>第 15 条 条例第 8 条第 1 項に規定する<u>入所者等</u> (以下「<u>入所者等</u>という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) ~ (4)</p> <p>(損傷等の届出)</p> <p>第 16 条 <u>入所者等</u>は、療養室その他の施設又は付属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。</p>	<p>(利用者の守るべき事項)</p> <p>第 15 条 条例第 8 条第 1 項に規定する利用者 (以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) ~ (4)</p> <p>(損傷等の届出)</p> <p>第 16 条 <u>利用者</u>は、療養室その他の施設又は付属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。</p>